

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条 (暗号資産の現物取引)</p> <p>1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下のとおりです。</p> <p>(1)利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者 <u>(当社が自己の暗号資産ポジションの調整を目的とした注文を行う場合は、当社を含みます。)</u> との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 (金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 当社の事前の承諾なく、当社の指定と異なるアドレスに暗号資産を入庫又は送付した場合、<u>当社が定める最小入庫数量未満の暗号資産を入庫又は送付した場合、及び当社が取扱を行っていない法定通貨、暗号資産、トークンその他いかなる形態のもの (以下、「サービス対象外の通貨等」といいます。)</u> を本口座に入庫又は送付を行った場合の責任は利用者が負うものとします。当社は、当社の指定と異なるアドレスに入庫又は送付された暗号資産、<u>当社が定める最小入庫数量未</u></p>	<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条 (暗号資産の現物取引)</p> <p>1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下のとおりです。</p> <p>(1)利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 (金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 当社の事前の承諾なく、当社の指定と異なるアドレスに暗号資産を入庫又は送付した場合<u>又は当社が取扱を行っていない法定通貨、暗号資産、トークンその他いかなる形態のもの (以下、「サービス対象外の通貨等」といいます。)</u> を本口座に入庫又は送付を行った場合の責任は利用者が負うものとします。当社は、当社の指定と異なるアドレスに入庫又は送付された暗号資産及び本口座へ入庫又は送付された本サービス対象外の通貨等を返還又は補償する義務を負わず、返還</p>

満で入庫又は送付された暗号資産、及び本口座へ入庫又は送付された本サービス対象外の通貨等を返還又は補償する義務を負わず、返還に応じる場合であっても、返還にあたって生じる費用等を徴収することができるものとします。また、送付、入庫、返還その他の過程において、当社の指定と異なるアドレスに入庫又は送付された暗号資産、当社が定める最小入庫数量未満で入庫又は送付された暗号資産、及びサービス対象外の通貨等に係る資産が失われるリスクがあります。

これらにより利用者に生じた損害について当社は責任を負いません。

(略)

附則

2020年3月1日制定 施行

2020年5月1日改定 施行

2020年5月29日改定 施行

2020年8月11日改定 施行

2020年9月9日改定 施行

2020年10月14日改定 施行

2021年4月1日改定 施行

以上

に応じる場合であっても、返還にあたって生じる費用等を徴収することができるものとします。また、送付、入庫、返還その他の過程において、当社の指定と異なるアドレスに入庫又は送付された暗号資産又はサービス対象外の通貨等に係る資産が失われるリスクがあります。これらにより利用者に生じた損害について当社は責任を負いません。

(略)

附則

2020年3月1日制定 施行

2020年5月1日改定 施行

2020年5月29日改定 施行

2020年8月11日改定 施行

2020年9月9日改定 施行

2020年10月14日改定 施行

以上